

令和6年第4回

西予市議会定例会議案

令和6年12月
西予市

目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第95号	西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
議案第96号	西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について	3
議案第97号	西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について	6
議案第98号	西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	8
議案第99号	西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について	13
議案第100号	西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について	15
議案第101号	西予市溪筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について	17
議案第102号	西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について	19
議案第103号	西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について	21
議案第104号	西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について	27
議案第105号	西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について	33
議案第106号	高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について	38
議案第107号	西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について	42
議案第108号	西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について	49
議案第109号	西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について	54
議案第110号	西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について	59
議案第111号	西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について	63
議案第112号	西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称の変更について	68
議案第113号	西予市及び八幡浜地区施設事務組合における一次救急休日・夜間診療に関する事務の委託について	69
議案第114号	南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	72
議案第115号	愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について	74
議案第116号	愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について	75
議案第117号	令和6年度西予市一般会計補正予算(第7号)	別冊
議案第118号	令和6年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第119号	令和6年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第120号	令和6年度西予市下水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
議案第121号	令和6年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	別冊

議案番号	件名	ページ
議案第122号	令和6年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)	別冊
報告第18号	専決処分事項の報告について	76

議案第 9 5 号

西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年12月 3 日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市周木地域づくり活動センターの移転に伴い、本条例の一部を改正するものである。

西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例(令和4年西予市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1 周木地域づくり活動センターの項中「西予市三瓶町二及2番耕地683番地1」を「西予市三瓶町周木6番耕地247番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 6 号

西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について

西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年12月 3 日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

光熱費等の施設維持費の増額に伴い、基本使用料等の改定を行うため、本条例の一部を改正するものである。

西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例

西予市宇和文化会館条例(平成17年西予市条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第11条関係)

(単位：円)

施設区分	基本使用料						時間外 使用料
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1 時間 につき
	9 : 00 ～ 12 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	18 : 00 ～ 22 : 00	9 : 00 ～ 17 : 00	13 : 00 ～ 22 : 00	9 : 00 ～ 22 : 00	
大ホール	11,440	17,160	21,450	30,030	40,040	52,910	5,720
中ホール	4,290	6,430	8,000	11,290	15,010	19,870	2,430
創造活動室	1,430	2,140	2,710	3,710	5,000	6,570	710
和室	2,140	3,280	4,000	5,570	7,570	9,860	1,140
茶室	1,430	2,140	2,710	3,710	5,000	6,570	710
研修室	1,430	2,140	2,710	3,710	5,000	6,570	710
ラウンジ 1 階	710	1,140	1,280	1,850	2,570	3,280	420
ラウンジ 2 階	710	1,140	1,280	1,850	2,570	3,280	420

備 考

- 1 土・日曜日・祝祭日及び休館日に使用する場合は、基本使用料の20%を加算する。
- 2 冷暖房を使用する場合は、基本使用料の35%を加算する。
- 3 舞台のみを使用する場合は、基本使用料の30%に相当する額とする。
- 4 物品、商品の展示即売等の営利目的に使用する場合は、基本使用料の100%を加算する。
- 5 入場料を徴収して使用する場合は、次の区分による。
 - (1) 入場料が1,000円未満の場合は、基本使用料の30%を加算する。
 - (2) 入場料が1,000円以上3,000円未満の場合は、基本使用料の50%を加算する。
 - (3) 入場料が3,000円以上の場合は、基本使用料の70%を加算する。

- 6 使用時間は、準備及び片付けに要する時間を含むものとする。
- 7 時間区分を超えて使用時間を延長した場合は、1時間(1時間に満たないときは1時間とみなす。)ごとに基本使用料に時間外使用料を加算する。
- 8 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 9 7 号

西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について

西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年12月 3 日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市三瓶老人憩の家の老朽化等に伴い、移転を行うため、本条例の一部を改正するものである。

西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例

西予市老人憩の家条例(平成18年西予市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 位置 西予市三瓶町朝立2番耕地35番地3

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 98 号

西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年12月 3 日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の管理を指定管理者に行わせることに伴い、関係する 5 条例の一部を改正するものである。

西予市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(西予市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 西予市病院事業の設置等に関する条例(平成16年西予市条例第240号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「病院」の次に「等」を加え、同条表以外の部分中「病院」を「病院事業を行う病院及びその附属診療所(以下「病院等」という。)」に改め、同条の表中「西予市立野村病院」を「西予市立野村診療所」に改め、同条に次の1項を加える。

2 病院事業に附帯する事業を行うため、西予市立西予市民病院に保育施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
西予市スマイル保育園	西予市宇和町清沢 2009 番地 2

第3条の1を削る。

第4条中「法第33条第2項」を「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条第2項」に改める。

第9条第1項及び第2項第1号から第3号までの規定中「病院の」を「病院等の」に改める。

第10条第2項中「第3条」を「第4条」に改める。

第11条第2号中「病院」の次に「等」を加える。

別表第1中「病院名」を「名称」に改め、同表西予市立野村病院の項を次のように改める。

西予市立野村診療所	内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、心療内科、皮膚科
-----------	------------------------------

別表第2中「病院名」を「名称」に改め、同表西予市立野村病院の項を削る。

(西予市部設置条例の一部改正)

第2条 西予市部設置条例(平成16年西予市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「医療介護部」を削る。

第2条生活福祉部の項第6号中「老人医療」を「高齢者医療」に改め、同項中第9号から第11号までを削り、第12号を第9号とし、第13号から第15号までを削り、同項に次の1号を加える。

(10) 地域医療全般に関すること。

第2条建設部の項第9号を削り、同条医療介護部の項を削る。

(西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正)

第3条 西予市病院事業使用料及び手数料条例(平成16年西予市条例第243号)の一部を次のように改正する。

第1条中「西予市立病院」の次に「及びその附属診療所(以下「病院等」という。)」を加える。

第2条の見出しを「(病院等の使用料)」に改め、同条第1項中「病院使用者」を「病院等を利用する者」に、「及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)」を「、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生省告示第127号)」に、「徴収する」を「徴収し、入院患者で特別室等を使用する者からは、その使用区分に従い別表第1に定める使用料を徴収する」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、病院等の一部を使用することの許可を受けた者については、その使用区分に従い別表第2に定める使用料を徴収する。

3 前2項に規定するもののほか、市長は、他の医療機関の使用料を考慮して市長が別に定める使用料を徴収することができる。

第2条第4項中「前項」を「前3項」に、「消費税法に」を「同法に」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「病院」の次に「等」を加え、同項ただし書中「毎月15日及び月末」を「毎月末日」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「別表第3に定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 死体検案書 1通 5,000円

(2) 診断書及び証明書 1通 1,000円

(3) 前号に規定するもののほか、簡易な証明書 1通 280円

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、特に複雑な手数を要する診断書又は証明書については、5,000円の範囲内で市長が別に定める手数料を徴収する。

第3条に次の1項を加える。

3 前2項において、課税部分があるときは、第2条第4項の規定を準用す

る。この場合において、同項中「使用料」とあるのは「手数料」と読み替えるものとする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(保育施設の使用料)

第3条 市長は、市立病院に附帯する保育施設を利用する者のうち、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第13項に規定する病児保育事業を利用する者から規則に定める使用料を徴収する。

2 前項において、課税部分があるときは、前条第4項の規定を準用する。
別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

使用区分	1日の金額
特別室	10,000円
A室(個室)	5,000円
B室(個室)	3,500円
C室(2人部屋)	1,000円

備考 転室の場合における当日分の使用料は高額のものを適用する。

別表第2中「野村病院」を「野村診療所」に改める。

別表第3を削る。

(西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例(平成16年西予市条例第244号)の一部を次のように改正する。

第2条の1を削る。

第4条の次に次の1条を加える。

(法の財務規定等の適用)

第4条の2 介護老人保健施設事業に、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定に基づき、法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例の一部改正)

第5条 西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例(平成28年西予市条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

西予市看護師等奨学資金貸与条例

第1条中「西予市病院事業の設置等に関する条例(平成16年西予市条例第

240号)第2条に規定する病院(以下「市立病院」という。))を「西予市病院事業の設置等に関する条例(平成16年西予市条例第240号)第2条第1項に規定する病院等及び西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例(平成16年西予市条例第244号)第2条に規定する介護老人保健施設(以下「市立病院等」という。))」に、「西予市立病院看護師等奨学資金」を「西予市看護師等奨学資金」に改める。

第2条中「市立病院」の次に「等」を加える。

第4条中「前項」を「前条」に改める。

第10条第2項第3号中「市立病院」の次に「等」を加え、同項第4号を削る。

第11条第2号及び第12条第1項中「市立病院」の次に「等」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行日の前日までに貸与の決定を受けた資金で、この条例の施行の際に返還が開始されていないものの返還、返還債務の猶予及び返還債務の免除の規定については、改正後の第10条から第12条までの規定を適用する。

議案第 9 9 号

西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例制定について

西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年12月 3 日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

基金の設置目的に展示施設の環境整備を加えるほか、目的が明示された寄附金等を財産と位置付けるため、本条例の一部を改正するものである。

西予市文化振興基金条例の一部を改正する条例

西予市文化振興基金条例(平成16年西予市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第1条中「図る」の次に「とともに、美術工芸品等展示施設の環境を整備する」を加える。

第2条を次のように改める。

(財産)

第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。

(1) 一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額及び文化振興を目的として採納のあった寄附金等の額

(2) 民間から指定寄贈された美術工芸品等

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 0 0 号

西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例制定について

西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年12月 3 日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市明浜農林漁業体験実習館及び西予市野井川高齢者活動促進施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものである。

西予市農林漁業活性化施設条例の一部を改正する条例

西予市農林漁業活性化施設条例(平成16年西予市条例第191号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 活性化施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西予市城川ふるさと創作館
- (2) 位置 西予市城川町高野子67番地1

第8条を次のように改める。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表第1及び別表第2を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第8条関係)

区分	1時間当たりの使用料(円)	終日使用料(円)
調理加工室	150	1,800

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるとき又は利用時間が1時間未満のときは、1時間として計算する。
- 2 終日使用料は、8時間を超える場合の使用料とする。
- 3 利用時間には、準備及び原状回復するための時間を含むものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 0 1 号

西予市溪筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例制定について

西予市溪筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年12月 3 日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市溪筋農林水産物処理加工施設を廃止するため、本条例を廃止するものである。

西予市溪筋農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例

西予市溪筋農林水産物処理加工施設条例(平成17年西予市条例第67号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 0 2 号

西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例制定について

西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年12月 3 日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市明浜農産物集出荷施設を廃止するため、本条例を廃止するものである。

西予市明浜農産物集出荷施設条例を廃止する条例

西予市明浜農産物集出荷施設条例(平成17年西予市条例第69号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第103号

西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について

西予市宇和文化会館の指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手續きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | | |
|---|---------------------------|--|
| 1 | 管理を行わせる
施設の名称及び
所在地 | 西予市宇和文化会館
西予市宇和町卯之町三丁目444番地 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 西予市宇和町卯之町三丁目444番地
一般財団法人 宇和文化会館
理事長 清家 悟 |
| 3 | 指 定 期 間 | 令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで |

提案理由

西予市宇和文化会館の運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。

西予市宇和文化会館指定管理者候補の概要

1 管理施設

名 称 西予市宇和文化会館
所在地 西予市宇和町卯之町三丁目444番地

2 指定管理者候補の概要

(1) 名称等

団 体 名 一般財団法人 宇和文化会館
住 所 西予市宇和町卯之町三丁目444番地
代表者名 理事長 清家 悟

(2) 組織

役員数 34人(理事11人、監事2人、評議員21人)
職員数 4人

(3) 設立年月日 平成3年11月11日

(4) 設立目的

この法人は、各種の文化、芸術、教育の事業を行うことにより、地域文化活動の育成と教育の振興を図り、もって地域の文化、芸術、教育の普及向上に務め、広く地域文化と教育の振興に寄与すること及び宇和文化会館の管理運営を行うことにより社会貢献に寄与することを目的とする。

(5) 主な事業

ア 自主公演・主催公演に関する事業
イ 宇和文化会館の施設貸与及び維持管理等に関する事業
ウ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 運営方針

市民の芸術文化の向上及び福祉の増進を図ると共に、市民の集会に供するため西予市の中心として、地の利を生かした施設活用を推進し、文化の殿堂となるよう努力する。

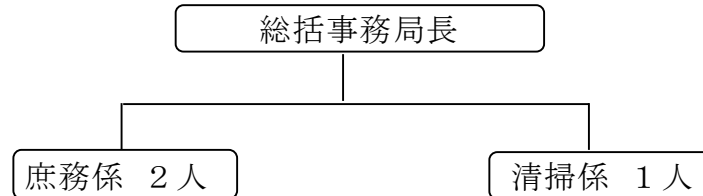
また、地域の人的、物的資源を有効に活用し、利用者の確保に努める。

4 管理運営体制

(1) 職員の配置

ア 配置予定職員数 4人(総括事務局長1人 常雇3人)

イ 職員配置計画(指揮命令系統が分かる組織図を含む)



(2) 職員の研修計画

中四国地区公立文化施設協議会「業務管理研修会」

中四国地区公立文化施設業協議会「アートマネジメント研修会」

中四国地区公立文化施設協議会「舞台技術研修会」

(3) 経理

日常的な、経理事務、集金等を含む総合的な財務管理及び係数分析等の業務を行う。

5 施設の運営方針

(1) 年間の自主事業計画

別紙1のとおり

(2) サービスを向上させるための方策

貸館や近隣施設でのイベントチケットの販売協力、貸館事業での音響、照明などの演出協力

(3) 利用者等の要望の把握及び実現策

文化会館友の会会員による意見聴取及び来場者等によるご意見箱での意見聴取

(4) 利用者等のトラブルの未然防止策と対処方法

会場利用申込書提出による許可通知及び利用料金表による賃借合意
大ホール利用時には主催者との打合せによる事前確認

(5) その他(地域との連携、他施設との連携)

ア 地域の恒例行事において、施設の使用条件内の提供

イ 備品の無償貸与

ウ シルバー人材の活用

6 個人情報の保護の措置について

個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱にあつては、個人の権利、利益を侵害することのないよう努める。取扱者を限定するとともに収集した情報については、目的外の利用、提供を原則として禁止する。

7 緊急時の対策について

(1) 防犯、防災の対応

ア 夜間及び休館日における警備会社への管理委託

イ 消防設備等(特殊消防設備等)の対応のための業者委託

(2) その他、緊急時の対応

ア 緊急時の対応として専門業者への年間保守点検委託(電気保安業務・消防設備)

イ その他緊急時に関するマニュアルを作成し、対応する。

8 収支計画書

別紙2のとおり

別紙 1

自主事業計画書(令和 7 年度)

(西予市宇和文化会館 主催事業)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
東京スカパラダイス オーケストラコ ンサート	通称「スカパラ」の愛称で親しまれており、 様々な楽器と軽快な S K A という音楽ジャン ルを取り入れたグループのコンサート	交渉中
綾香コンサート	三日月、I believe ほか多数のヒット曲が幅広 い世代に支持されているシンガーソングライ ターによるコンサート	交渉中

(西予市宇和文化会館 共催事業)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ふれあい歌謡祭	市内のがけ愛好者によるがけ発表会。実行委 員会で運営することにより市民の交流、親睦 を図る。	令和 7 年 7 月 6 日 1 回公演
レインボー合唱祭	八幡浜・大洲圏域の合唱団による合唱祭。実 行委員会で運営することにより市民の交流、 親睦を図る。	日程未定 1 回公演

別紙 2

収 支 計 画 書 (令 和 7 年 度)

(単位：千円)

		内 訳	備 考
収 入 合 計 (A)			60,632
項 目	基本財産運用収入	基本財産運用利子	54
	受託料収入	宇和文化会館管理運営委託料・三瓶文化会館事業受託料	35,434
	事業収入	自主事業収入	16,544
	利用料収入	宇和文化会館会場利用料収入	7,500
	雑収入	自動販売機販売手数料・コピー使用料	100
	前期繰越金		1,000
支 出 合 計 (B)			60,632
	管理費		
	人件費	給料・職員手当・共済費	20,559
	事務費	旅費	563
		交際費（理事長交際費）	40
		需用費（消耗品費・燃料費・印刷製本費・光熱水費）	8,077
		役務費（通信運搬費）	289
		使用料及び賃借料（コピー機使用料等）	484
		負担金補助及び交付金（保険協会年会費）	4
		支払寄附金	54
		公課費（印紙代）	21
	特定預金支出	退職給付引当金・基本財産引当金	1,592
	事業費		
	会館管理費	需用費（消耗品費・修繕料）	1,047
		役務費（保険料・手数料）	122
		委託料（施設設備・機械器具保守点検料）	4,419
		使用料及び賃借料（マットレス使用料等）	234
		負担金補助及び交付金（公立文化施設協議会補助金）	56
		公課費（印紙代・消費税・法人事業税）	1,826
	芸術文化事業費	賃金（雇用賃金）	146
		報償費（ポスター掲示先等粗品代）	25
		需用費（消耗品費・食糧費・印刷製本費）	444
		役務費（通信運搬費・手数料・広告料）	1,164
		委託料（事業委託料）	17,860
		使用料及び賃借料（著作権利用料）	440
		公課費（印紙代）	12
	予備費		1,154
収 支 (A) - (B)			0

議案第 1 0 4 号

西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者の指定について

西予市地域共生型交流拠点施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | | |
|---|---------------------------|--|
| 1 | 管理を行わせる
施設の名称及び
所在地 | 西予市地域共生型交流拠点施設
西予市三瓶町津布理2843番地 1 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 西予市宇和町久枝甲1434番地 1
社会福祉法人 西予総合福祉会
理事長 清家 浩之 |
| 3 | 指 定 期 間 | 令和7年4月1日から
令和12年3月31日まで |

提案理由

西予市地域共生型交流拠点施設の運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。

西予市地域共生型交流拠点施設指定管理者候補の概要

1 管理施設

名 称 西予市地域共生型交流拠点施設
所在地 西予市三瓶町津布理2843番地 1

2 指定管理者候補の概要

(1) 名称等

団 体 名 社会福祉法人 西予総合福祉会
住 所 西予市宇和町久枝甲1434番地 1
代表者名 理事長 清家 浩之

(2) 組織

役員数 9人(常勤 5人、非常勤 4人)
職員数 756人

(3) 設立年月日 昭和47年2月29日

(4) 設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

(5) 主な事業

- ① 障害者支援施設の経営
- ② 特別養護老人ホームの経営
- ③ 軽費老人ホームの経営
- ④ 児童養護施設の経営
- ⑤ 養護老人ホームの経営
- ⑥ 児童心理治療施設の経営
- ⑦ 保育所の経営
- ⑧ 老人デイサービス事業の経営
- ⑨ 障害福祉サービス事業の経営
- ⑩ 相談支援事業の経営
- ⑪ 老人短期入所事業の経営
- ⑫ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

- ⑬ 地域子育て支援拠点事業の経営
- ⑭ 一時預かり事業の経営
- ⑮ 放課後児童健全育成事業の経営
- ⑯ 障害児通所支援事業の経営
- ⑰ 老人居宅介護等事業の経営
- ⑱ 病児保育事業の経営
- ⑲ 移動支援事業の経営
- ⑳ 子育て短期支援事業の経営

3 運営方針

健康づくりや交流の場、また高齢者・障がい者の働く場として、地域住民の誰もが気軽に立ち寄り、満足感・充実感を得る事が出来る施設の運営を目指す。

4 管理運営体制

配置予定職員数 5人
職業指導員 5人

5 施設の運営方針

(1) 年間の自主事業計画

別紙のとおり

(2) サービスを向上させるための方策

- ・地産品を使用した商品の開発
- ・地元イベントへの積極的な参加

(3) 利用者等の要望の把握及び実現策

- ・毎月会議を実施し、利用者の意見要望についての周知を行う。
- ・SNSの活用

(4) 利用者のトラブルの未然防止策と対処方法

- ・情報共有を行い、きめ細やかな対応を行っていく。
- ・原因から対応策まで帳票にて整理を行い、周知を行う。
- ・法人マニュアルに準じて対応を行う。

(5) その他(地域との連携、他施設との連携等)

- ・地域の公共機関などへアピールし、連携を図る。
- ・ホームページや広報誌、SNSなどを活用し広報活動を行う。

(6) 個人情報の保護の措置について

- ・法人の運営規程に則る。

(7) 緊急時対策について

① 防犯、防災の対応

- ・防災マニュアルの整備
- ・避難訓練の実施
- ・防犯、防災設備の設置

② その他、緊急時の対応

- ・心肺蘇生講習会の実施
- ・緊急連絡網の整備
- ・AEDの設置

6 収支計画

別紙のとおり

別紙

自主事業計画書(令和7年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
・給食パン製造及びパン製造販売	就労継続支援B型の作業の一環として行う。地域の保育園、認定こども園等へコッペパン及び簡単な菓子パンなどを納入する。	注文に合わせて行う。
・地産品販売	西予市内地産品登録者による地産品の販売。地域の農業者、地元海産物加工業者からの出品や手芸品、雑貨などの販売	営業日
・ボルダリング室利用	ボルダリング体験のできる施設の利用管理	営業日 利用希望時
・健康器具室利用	健康器具・フィットネススペースの利用管理	営業日 利用希望時

収支計画書(令和7年度)

(単位：千円)

		内 訳	備 考
収 入 合 計 (A)		5,350	
項 目	事業収入	パン製造販売	4,680
		雑貨販売	110
		駄菓子販売	50
	利用料	健康器具・地域交流スペース・ ボルダリング	90
	その他	農産品出品料	420
支 出 合 計 (B)		5,350	
項 目	製造原価	利用者工賃	1,800
		雑費	30
	原材料費	パン製造材料	1,250
	光熱水費	電気料	1,240
		水道料	100
	燃料費	ガス料	80
	通信運搬費	通話料	190
	消耗品費		120
	賃借料		66
	その他	地元産品販売仕入 雑費	406 68
収 支 (A) - (B)		0	

議案第 1 0 5 号

西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について

西予市野村青汁工場の指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | | |
|---|---------------------------|--|
| 1 | 管理を行わせる
施設の名称及び
所在地 | 西予市野村青汁工場
西予市野村町阿下6号380番地 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 西予市野村町阿下6号380番地
株式会社 グリーンヒル
代表取締役 今井 千代子 |
| 3 | 指 定 期 間 | 令和7年4月1日から
令和10年3月31日まで |

提案理由

西予市野村青汁工場の運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。

西予市野村青汁工場指定管理者候補の概要

1 管理施設

名 称 西予市野村青汁工場
所在地 西予市野村町阿下6号380番地

2 指定管理者候補の概要

(1) 名称等

団 体 名 株式会社グリーンヒル
住 所 西予市野村町阿下6号380番地
代表者名 代表取締役 今井 千代子

(2) 組織

役員数 6人(常勤2人、非常勤4人)
職員数 36人(正社員26人、パート・契約社員10人)

(3) 設立年月日 平成14年4月5日

(4) 設立目的

市内で栽培している農産物を処理加工し、生産から販売までの一貫体制を確立させ、農家の所得向上、地域雇用効果の創出を図ることを目的とする。

(5) 主な事業

青汁製造事業

3 運営方針

西予市におけるケール栽培の促進と生産農家の経営安定、及び西予市農業の振興を図ることを第一の目的としている。その為には、年間を通して安定した工場の稼働が必要とされ、「安全・安心」な製品づくりを基本理念として、品質管理・衛生管理・環境負荷に取組み、社会に貢献する。また、全従業員の意識向上を図るために食品安全教育を徹底し、より良い製品を提供できるよう最善の努力を図っている。

4 管理運営体制

配置予定職員数 36人(正社員26人、パート・契約社員10人)

5 施設の運営方針

(1) 年間の自主事業計画

事業は、青汁製造に関する事業のみであり、基本的に市内で生産されたケールを加工し、青汁を安定製造することで、市内農家の所得向上、地域雇用の創出を図る。

(2) サービスを向上させるための方策

当市農業の問題である担い手不足や高齢化に対応した作物であるケール生産の安定化を図れるよう、JA東宇和と協力して、少ない資材で反収を上げる取組みや地域雇用の確保を進める。

(3) 利用者等の要望の把握及び実現策

工場であるため、利用者はないが、製品に対する消費者へのアンケート等は㈱ファンケルを通して行い、消費者ニーズの把握とその結果による販売戦略を進める計画とする。

(4) 利用者のトラブルの未然防止策と対処方法

消費者とのトラブルを防止するためFSSC22000を導入し製造工程の管理を行い、工場内の製造過程でのチェックを徹底して行うことで、不良製品の流通を防止する。また、商品のクレーム等は㈱ファンケルから月1回情報をもらい共有しているが、当社が原因となったクレームはない。

(5) その他(地域との連携、他施設との連携等)

市内の産直施設と連携を取り、青汁製品を販売することにより、地域へのPRを行う。西予市ふるさと納税のお礼の品に青汁製品を加えてもらい、全国から注文がある。

(6) 個人情報の保護の措置について

従業員のマイナンバー及び消費者の住所、電話番号等の個人情報の管理には細心の注意を払い情報開示できないようにしている。

(7) 緊急時対策について

① 防犯、防災の対応

防犯については、警備会社との契約により対処することになっている。また、防犯カメラを工場周辺や工場内に設置し不審者の侵入防止に対応している。

防災については、災害発生防止に努め、年1回の防火訓練を実施しているが、近年地震が多発していることから、訓練を1回追加し、予告なしの防災訓練を実施することとした。

② その他、緊急時の対応

緊急事態対応規定を作成しており、その中で「人身事故・怪我」「電気・火災事故」「地震・風水害事故」「食中毒・製品回収・その他重大な問題」「就業時間外（休日・夜間）」に分けて、対応基本ルートを作成している。それに従って現場での対処方法、病院への搬送等の手順を調整し、齟齬がないよう十分留意する。

（８） その他

① 事業継続力強化計画（BCP）を四国経済産業局にて認定された。

目的

- ・ 自然災害発生時においても、できるだけ速やかに物品の供給を継続し、お客様や地域の雇用への影響を最小限に抑える。
（南海トラフ地震の規模によっては、人や建物への被害は勿論のこと、インフラへの影響も甚大となった場合は、製造を一時的、又は長期に渡り停止する可能性がある。）
- ・ 感染症の発生時には、従業員等関係者とその家族の生命の安全及び雇用の確保を優先する。

② S D G s 宣言

- ・ 地域貢献や環境対策・職場の人権については取り組んでいるが、品質なども含んだS D G s 達成に向けた取り組みを行う。
- ・ 廃棄していた青汁の搾りカスから乳牛の飼料を作り、酪農家に安価で販売しており、最近では鶏のエサとしても使われている。

6 収支計画

別紙のとおり

別紙

収支計画書(令和7年度)

(単位：千円)

		内 訳	金 額
収入合計(A)			611,993
項 目	製品売上高	・ 冷凍青汁 ・ 濃縮 18 ・ ストレート(濃縮 18 用原料)	580,151
	商品売上高	・ 青汁販売 ・ 肥料 ・ 土壌分析	8,889
	飼料売上高	・ 飼料販売	1,696
	ケール売上高	・ JA えひめ中央に販売 (ストレートドラム製造に使用)	21,257
支出合計(B)			575,829
項 目	人件費 (製造原価)	・ 給与、賞与 ・ 福利厚生 ・ 法定福利 ・ 退職金積立金	98,479
	製造原価	・ 動力光熱費 ・ 残渣処理費 ・ 水道料 ・ 消耗品 ・ 動力燃料費 ・ その他	247,284
	原材料(資材) 仕入高	・ 包装資材 ・ 原材料費	182,330
	商品仕入高	・ 青汁 ・ 種 ・ 肥料	8,425
	人件費 (販管費)	・ 給料、賞与 ・ 福利厚生 ・ 法定福利 ・ 退職金積立金	25,443
	販管費	・ 管理諸費 ・ 通信交通費 ・ 水道光熱費 ・ ケール促進費 ・ 研修費	12,921
	その他	・ 損害保険 ・ 地代家賃	947
収支(A)－(B)			36,164

議案第106号

高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について

高山漁港小浦船揚場の指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手續きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | | |
|---|---------------------------|--|
| 1 | 管理を行わせる
施設の名称及び
所在地 | 高山漁港小浦船揚場
西予市明浜町高山甲3320番地12 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 西予市明浜町狩浜1番耕地215番地
愛媛県漁業協同組合明浜支所
運営委員長 清水 工 |
| 3 | 指 定 期 間 | 令和7年4月1日から
令和10年3月31日まで |

提案理由

高山漁港小浦船揚場の運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。

高山漁港小浦船揚場指定管理者候補の概要

1 管理施設

名 称 高山漁港小浦船揚場
所在地 西予市明浜町高山甲3320番地12

2 指定管理者候補の概要

(1) 名称等

団 体 名 愛媛県漁業協同組合明浜支所
住 所 西予市明浜町狩浜1番耕地215番地
代表者名 運営委員長 清水 工

(2) 組織

役員数 11人(常勤1人、非常勤10人)
職員数 6人(正職員5人、パート1人)

(3) 設立年月日 平成2年4月1日

(4) 設立目的

組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能力を上げ、もって
組合員の経済的、社会的地位を高めることを目的とする。

(5) 主な事業

- ① 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
- ② 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
- ③ 船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備に関する
設置
- ④ この組合の有する共同漁業権、特定区画漁業権及び入漁権の管理
- ⑤ 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条第1項及び第2項
並びに第3項に基づく保険料の収集等
- ⑥ 愛媛県信用漁業協同組合連合会の委託を受けてする信用事業に係る
事務等

3 運営方針

漁業経営の安定に資するため、漁船の定期的な点検補修のための船揚を、
適時適切に対応し、利用者に満足を得る。

4 管理運営体制

配置予定職員数 6 人(非常勤の臨時職員 1 人)

5 施設の運営方針

(1) 年間の自主事業計画

特になし

(2) サービスを向上させるための方策

船揚場施設内の清掃及び、機械器具の整理整頓の徹底

(3) 利用者等の要望の把握及び実現策

施設等への要望を確認した場合は市と連携して対応する。

(4) 利用者のトラブルの未然防止策と対処方法

① 船揚を滞らせることなく、適切に対応する。

② 問題が発生した場合には、運営委員会を開き対応する。

(5) その他(地域との連携、他施設との連携等)

特になし

(6) 個人情報の保護の措置について

利用者には、施設使用申請書を提出させることで、運用状況等を管理するが、特別な事情がない限り申請書の開示はしない。

(7) 緊急時対策について

① 防犯、防災の対応

本施設使用後は、機械器具の停止確認、倉庫内の点検及び施錠に努める。

② その他、緊急時の対応

施設利用者の事故に対しては、関係機関の指導に従い、対処を図る。

6 収支計画

別紙のとおり

別紙

収支計画書(令和7年度)

(単位：円)

		内 訳	備 考
収入合計(A)		1,000,000	
項 目	船揚	1,000,000	76 隻
支出合計(B)		1,000,000	
項 目	人件費	540,000	月 45,000 円×12 ヶ月
	需用費	消耗品費 65,000	電気代 13,000 円×12 ヶ月 水道代 3,000 円×12 ヶ月
		光熱水費 192,000	
		計 257,000	
	役務費	上下施設保険 70,000	ゴミ処理料 20,000 円×3 回
		産廃処理料 60,000	
		計 130,000	
	修繕費	補修 73,000	
収支(A)－(B)		0	

議案第107号

西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について

西予市物産会館どんぶり館の指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 管理を行わせる
施設の名称及び
所在地 | 西予市物産会館どんぶり館
西予市宇和町稲生118番地 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 西予市宇和町稲生118番地
株式会社 どんぶり館
代表取締役 小笠原 洋務 |
| 3 | 指 定 期 間 | 令和7年4月1日から
令和10年3月31日まで |

提案理由

西予市物産会館どんぶり館の運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。

西予市物産会館どんぶり館指定管理者候補の概要

1 管理施設

名 称 西予市物産会館どんぶり館
所在地 西予市宇和町稲生118番地

2 指定管理者候補の概要

(1) 名称等

団 体 名 株式会社 どんぶり館
住 所 西予市宇和町稲生118番地
代 表 者 名 代表取締役 小笠原 洋務

(2) 組織

役員数 6人(非常勤5人)
職員数 正職員19人、パート15人

(3) 設立年月日 平成11年11月30日

(4) 設立目的

市内全域の特産品の販売・開発やイベント、地域の食材を活用した食の提供等、外部に向けて西予市をPRするとともに、地域の農林水産物を中心とした生産者に活力を与える拠点施設の運営を目的とする。

(5) 主な事業

- ① 農産物、畜産物等の販売
- ② 観光用みやげ物、民芸品及び地場産業商品の販売
- ③ 地域特産物に関する商品の企画、販売の斡旋
- ④ 食料品、酒類、清涼飲料水の販売
- ⑤ レストランの経営
- ⑥ 農産物、畜産物等の加工及び加工品の販売
- ⑦ 上記に付帯関連する一切の事業

3 運営方針

- ① 西予市内の農林水産業者の生活・所得の向上及び商工業者への波及効果を常に考慮し施設運営を行う。
- ② 高齢者対策として野菜作りを奨励し、高齢者の生きがい作りに努める。

- ③ 都市(消費者)と農村(生産者)との交流を図り、地域の活性化に努める。
- ④ 生産者の利益を最優先し、徹底した経営管理で採算性を重視し、生産者への利益の還元に努める。
- ⑤ 地域の観光、イベント情報等の情報発信基地として多様に情報発信し、西予市の交流の場としての役割を確立する。
- ⑥ ジオパークを目的に来市される方への観光案内など「四国西予ジオパークの窓口となる施設づくり」に努める。
- ⑦ 道の駅として駐車場・トイレを24時間開放すると共に、車で移動される方の休憩場所・サイクリストの立寄処としての役割を果たす。
- ⑧ 西予市を通過する観光バス・お遍路バス等の団体の昼食を積極的に受け入れ、地元食材の消費や宣伝・特産品の販売など西予市産品のアピールに努める。
- ⑨ 卯之町駅周辺の賑わいを推奨するとともに、高齢者の買物支援・JR利用者の利便性・卯之町の町並み及び卯之町商店街への出発点としての役割を果たす。

4 管理運営体制

配置予定職員数：役員1名・正社員18名・パート15名

事務所(代表取締役兼館長、事務長・事務員・各正社員1名ずつ)

青空市場(正社員2名・パート3名)

特産市場(正社員1名)

厨房 (正社員5名・パート6名)

フロア・アイス (正社員6名・パート3名)

雑務係 (パート2名)

駅前店「あおぞら」(正職員2名・パート1名)

5 施設の運営方針

(1) 年間の自主事業計画

別紙1のとおり

(2) サービスを向上させるための方策

- ① お客様との会話を大切にし、お互いに信頼し、心の通う接客に努める。
- ② アイス、レストランにおいて地元食材を最大限に使用し、手間と愛情がこもったメニューを提供する。
- ③ 地元特産品・加工品の開発に努め、お客様のニーズに対応できる商

品を販売する。

- ④ 当館オリジナル商品の開発に努める。

(3) 利用者等の要望の把握及び実現策

- ① 日常の接客の中でお客様の声を大切にし、要望や意見等に対し出来るだけ前向きな対応が出来るように心がける。
- ② SNS等で寄せられた意見について、その都度、該当担当職員を含め、対策会議を実施する。

(4) 利用者のトラブルの未然防止策と対処方法

- ① 常に商品の品質管理に心がけ、表示等の不備に関しては日常より、出荷者に指導徹底する。
- ② 苦情に関しては大小に関わらず業務日誌に記載し、その対応から処理まで一連の流れを記載する。
- ③ 大きなものに関しては苦情処理報告書を作成し、発生日、品目、出荷者名、苦情内容、処理方法を明記し、出荷者と共に誠意をもって相手が納得するまで対応する。

(5) その他(地域との連携、他施設との連携等)

年間を通じて本館ロビーにて手芸品や地域の民芸品等を展示し地域の文化の伝承に寄与する。

6 個人情報の保護の措置について

個人情報の重要性を職員に周知し、職員に対し“守秘義務に関する誓約書”を取ると共に、職場で知り得た個人情報に関しては、たとえ家族であっても他言しないように指導徹底する。

7 緊急時対策について

(1) 防犯、防災の対応

- ① 防犯については、施設全体のセキュリティを専門の警備保障会社に委託する。
- ② 万引き等の未然防止については、防犯カメラを設置すると共に、その設置目的をお客様に周知する。
- ③ 防災についても、防災設備の保守点検を防災会社に委託する。当社自身も西予市消防署の指導のもと、防火管理者及び火元責任者を設置し、消火訓練及び避難訓練を1年に2度実施する。

(2) その他、緊急時の対応

- ① 夜間の緊急時には緊急連絡体制に基づき、職員に周知し対応する。

- ② 火災時には個々に任務を割り当て、通報、状況の把握、初期消火、避難誘導、負傷者の応急処置、持出し品の搬出等訓練どおりに対応する。

8 その他

- ① 西予市と「大規模災害時における施設利用の協力に関する覚書書」を交わし、防災倉庫を設置するなど有事の際の協力体制を強化している。
- ② 利益の一部より出資者に出資配当を還元できるよう努力する。
- ③ 中高生及び社会人の職場体験学習の場を提供する。

9 収支計画

別紙2のとおり

別紙 1

自主事業計画(令和7年度～9年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
青空市出荷者協議会総会	青空出荷者協議会総会にて、年度の反省と来年度の計画を協議し、売上の増加につなげる。どんぶり館の現況報告や表示方法の徹底など報告し、現在問題となる事項についてはお互い協議し改善していく。	7月1回
青空市出荷者協議会役員会	役員会に出席し、出荷者の要望事項や当社からの要望を提出し意見交換を行う。	随時
青空市出荷者一日研修	親睦を深めるとともに、他施設の見学研修を共にすることにより、今後の施設運営に反映する。	3月
ぶどう販売促進会議	出荷方法、出荷位置・昨年度の問題点などを協議し、今年の販売指針を決定する。	7月
いちご販売促進会議	出荷方法、出荷位置・昨年度の問題点などを協議し、今年の販売指針を決定する。	12月
展示会等	竹細工・各お祭りの写真展・さつき、山草展・雛人形展・水彩画展・小学生の絵画展など多くの展覧会をロビーにて開催する。	随時
イベントの実施	地元婦人会による実演販売・錦鯉品評会 刑務所作業製品販売会・えびね展示即売会 母の日特別版販売など多くのイベントを定期的に実施する。	随時
柑橘個人出荷販売促進会議	出荷方法、出荷位置・昨年度の問題点などを協議し、今年の販売指針を決定する。	9月

別紙 2

収支計画書（令和6年度～8年度）

（単位：千円）

		内 訳	備 考
収入合計 (A)		223,400	
項 目	売上高	144,500	青空市 24,000 特産市 9,500 レストラン 68,000 アイス 11,000 その他 7,000 駅前店 25,000
	受取手数料	78,850	青空市 40,000 特産市 25,000 じゃこ天 5,000 たこ焼き 450 実演販売 400 その他 5,000 駅前店 3,000
	受取利息	50	
支出合計 (B)		218,350	
項 目	仕入高	82,200	青空市 22,000 特産市 7,300 レストラン 30,000 アイス 3,400 その他 2,500 駅前店 17,000
	役員報酬	6,600	
	給与手当	45,000	
	雑給	15,000	
	退職金	1,500	
	法定福利費	10,000	
	福利厚生費	500	
	旅費交通費	200	
	通信費	600	
	交際費	100	
	減価償却費	5,000	
	賃借料	100	
	保険料	5,000	
	修繕費	2,500	
	水道光熱費	18,000	
	車両費	150	
	消耗品費	2,700	
	租税公課	8,000	
	運賃	3,000	
	保守料	1,500	
	事務消耗品費	250	
	広告宣伝費	800	
	支払手数料	2,500	
	諸会費	200	
	新聞広告費	100	
	地代家賃	1,900	
	備品購入費	2,000	
	寄付金	50	
	施設管理費	2,600	
	会議費	100	
	雑費	200	
収 支 (A) - (B)		5,050	

議案第108号

西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について

西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 管理を行わせる
施設の名称及び
所在地 | 西予市野村畜産総合振興センター
西予市野村町阿下6号126番地 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 西予市宇和町卯之町二丁目462番地
東宇和農業協同組合
代表理事組合長 石野 満章 |
| 3 | 指 定 期 間 | 令和7年4月1日から
令和10年3月31日まで |

提案理由

西予市野村畜産総合振興センターの運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。

西予市野村畜産総合振興センター指定管理者候補の概要

1 管理施設

名 称 西予市野村畜産総合振興センター
所在地 西予市野村町阿下6号126番地

2 指定管理者候補の概要

(1) 名称等

団 体 名 東宇和農業協同組合
住 所 西予市宇和町卯之町二丁目462番地
代表者名 代表理事組合長 石野 満章

(2) 組織

役員数 25人(常勤 5人、非常勤 20人)
職員数 205人(正職員 130人、臨時職員 59人、嘱託職員 16人)

(3) 設立年月日 平成9年4月1日

(4) 設立目的

地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(5) 主な事業

- ① 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
- ② 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- ③ 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- ④ 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- ⑤ 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
- ⑥ 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売

3 運営方針

管内畜産農家の生産性向上、経営体質の強化、優れた担い手の育成確保を図り合理的な営農活動の推進を図る。

4 管理運営体制

配置予定職員数 12人(J A東宇和畜産部11人、県酪連 1人)

5 施設の運営方針

(1) 年間の自主事業計画

別紙1のとおり

(2) サービスを向上させるための方策

畜産の拠点であるので、利用向上のため職員の質的向上を図る。

畜産事業振興を図るため事業計画を遂行する。

(3) 利用者等の要望の把握及び実現策

各専門部会を通じて要望を聞き、改善を図る。

(4) 利用者のトラブルの未然防止策と対処方法

関係条例及び規則を遵守する。

(5) その他(地域との連携、他施設との連携等)

畜産振興だけにとどまらず、地域住民との交流等を深める。

耕畜連携を推進する。

(6) 個人情報の保護の措置について

- ・ 個人情報保護法及びコンプライアンスの研修を実施
- ・ 各職場において個人情報取扱台帳の整備及び管理
- ・ シュレッダーを設置

(7) 緊急時対策について

① 防犯、防災の対応

定期的な職員会を通じ防犯・防災を啓蒙する。

② その他、緊急時の対応

各職場の責任者を明確にして対応する。

6 収支計画

別紙2のとおり

別紙 1

自主事業計画書(令和 7 ～ 9 年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
施設美化	畜産センター内外の大掃除	夏・冬各 1 回
職場の美化	毎朝、始業前に掃除及び毎週金曜日の夕方 分担場所を計画し全職員で掃除	

別紙 2

収支計画書(令和 7 年度)

(単位：千円)

		内 訳	備 考
収入合計(A)		2,417	
項 目	指定管理委託料	0	
	繰入金	2,417	
支出合計(B)		2,417	
項 目	浄化槽管理	273	
	電気保安全管理	134	
	消防保安全管理	7	
	清掃管理	43	
	電気料	900	
	ガス料	45	
	水道料	165	
	通信費	250	
	修繕費	100	
	防疫費	100	
	印刷消耗費	400	
収支(A)－(B)		0	

議案第 1 0 9 号

西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について

西予市野村飼料混合施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | | |
|---|---------------------------|--|
| 1 | 管理を行わせる
施設の名称及び
所在地 | 西予市野村飼料混合施設
西予市野村町阿下6号126番地 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 西予市野村町阿下6号126番地
農事組合法人 野村町飼料混合施設利用組合
組合長 増田 満永 |
| 3 | 指 定 期 間 | 令和7年4月1日から
令和10年3月31日まで |

提案理由

西予市野村飼料混合施設の運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。

西予市野村飼料混合施設指定管理者候補の概要

1 管理施設

名 称 西予市野村飼料混合施設
所在地 西予市野村町阿下6号126番地

2 指定管理者候補の概要

(1) 名称等

団 体 名 農事組合法人 野村町飼料混合施設利用組合
住 所 西予市野村町阿下6号126番地
代表者名 組合長 増田 満永

(2) 組織

職員数 3人(内臨時2名)

(3) 設立年月日 平成6年4月1日

(4) 設立目的

畜産経営を営む農業経営者が一致協力し、飼料コストの低減、生産技術の向上を図り、健全な畜産農家の発展と本市畜産振興に寄与することを目的とする。

(5) 主な事業

- ① 飼料混合に関する事業
- ② 飼料の調査、研究に関する事業
- ③ 畜産生産技術向上に関する事業
- ④ 前各号の事業に付帯する一切の事業

3 運営方針

「良いものをより安く」を念頭に置き、畜産経営にとって大変重要である餌(飼料)に対する様々な意見を取り入れると共に研究を重ね、より一層信頼される運営を目指す。

4 管理運営体制

配置予定職員数 3人
(作業員2人 臨時1人)

5 施設の運営方針

(1) 年間の自主事業計画

別紙1のとおり

(2) サービスを向上させるための方策

入札の実施で単価引き下げ。

(3) 利用者等の要望の把握及び実現策

飼料供給メニューの検討。

(4) 利用者のトラブルの未然防止策と対処方法

飼料供給時の連絡調整を密にする。

(5) その他(地域との連携、他施設との連携等)

各生産組織との連携強化を図る。

(6) 個人情報の保護の措置について

個人情報は、プライバシーに十分配慮して取り扱うこととし、情報開示・転用できないように管理する。

(7) 緊急時対策について

① 防犯、防災の対応

畜産総合振興センターとの連絡提携を図り、防災に努めるものとする。

② その他、緊急時の対応

緊急連絡網の整備(西予市野村畜産総合振興センターと兼用)

6 収支計画

別紙2のとおり

別紙 1

自主事業計画書(令和 7 ～ 9 年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
環境美化活動	飼料混合施設周辺に花を植え、環境美化に努める。	年間 2 回

別紙 2

収支計画書(令和 7 年度)

(単位：千円)

		内 訳	備 考
収入合計(A)		4,656	
項 目	利用料	利用料 3,353	
	補助金	助成金 1,152	
	奨励金	奨励金 136	
	雑収入	雑収入 15	
支出合計(B)		4,656	
項 目	人件費	人件費 3,164	
	施設管理費	水道光熱費 1,150	
		備品費 64	
		租税公課費 79	
	事業費	会議費 101	
	雑費	消耗品、他 98	
収支(A)－(B)		0	

議案第 1 1 0 号

西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について

西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | | |
|---|---------------------------|--|
| 1 | 管理を行わせる
施設の名称及び
所在地 | 西予市大野ヶ原集落環境管理施設
堆肥舎A・B棟 西予市野村町大野ヶ原92番地3
尿廃水处理施設 西予市野村町大野ヶ原513番地4 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 西予市野村町大野ヶ原92番地3
大野ヶ原環境施設組合
組合長 吉井 健二 |
| 3 | 指 定 期 間 | 令和7年4月1日から
令和10年3月31日まで |

提案理由

西予市大野ヶ原集落環境管理施設の運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。

西予市大野ヶ原集落環境管理施設指定管理者候補の概要

1 管理施設

名 称	西予市大野ヶ原集落環境管理施設		
所在地	堆肥舎 A・B 棟	西予市野村町大野ヶ原92番地 3	
	尿廃水处理施設	西予市野村町大野ヶ原513番地 4	

2 指定管理者候補の概要

(1) 名称等

団 体 名	大野ヶ原環境施設組合
住 所	西予市野村町大野ヶ原92番地 3
代表者名	組合長 吉井 健二

(2) 組織

組合員数	7 人
------	-----

(3) 設立年月日 平成19年 2 月13日

(4) 設立目的

西予市大野ヶ原地区における畜産業の振興と集落内の環境保全に努めることを目的とする。

(5) 主な事業

- ① 畜産業振興に係る調査、研究、情報の収集
- ② 集落内の環境保全活動
- ③ 西予市大野ヶ原集落環境管理施設の受託管理
- ④ その他本組合の目的達成に必要な事業

3 運営方針

当組合の目的である「西予市大野ヶ原地区における畜産業の振興と集落内の環境保全に努めること」を念頭に置き、信頼される運営を目指す。

4 管理運営体制

配置予定職員数	0 人
---------	-----

5 施設の運営方針

(1) 年間の自主事業計画

別紙のとおり

(2) サービスを向上させるための方策

利用者の利用時間帯の調整を行う。

(3) 利用者等の要望の把握及び実現策

利用者から聞き取りにより要望を把握し、役員会で改善策を検討する。

(4) 利用者のトラブルの未然防止策と対処方法

利用者と連絡を密にすることにより、トラブルの未然防止に努める。

トラブルが発生した場合には、迅速に役員会で対応する。

(5) その他(地域との連携、他施設との連携等)

地域での環境美化活動に参加し、地域との連携を図る。

(6) 個人情報の保護の措置について

施設利用者の個人情報については開示せず、個人情報の保護に努める。

(7) 緊急時対策について

① 防犯、防災の対応

施設の施設管理に努め、防犯・防災に努める。

気象情報に留意し、台風の影響など可能な範囲で事前に対応する。

② その他、緊急時の対応

関係機関に迅速に連絡をとるとともに、指示に従い対処する。

別紙

自主事業計画書(令和7～9年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
環境美化活動	施設周辺に花を植え、環境美化に努める。	不定期
施設維持管理	施設周辺の草刈り。 小規模修繕の即時対応。	随時 随時

議案第 1 1 1 号

西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について

西予市野村町エコセンターの指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 管理を行わせる
施設の名称及び
所在地 | 西予市野村町エコセンター
西予市野村町野村6号389番地1 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 西予市宇和町卯之町二丁目462番地
東宇和農業協同組合
代表理事組合長 石野 満章 |
| 3 | 指 定 期 間 | 令和7年4月1日から
令和10年3月31日まで |

提案理由

西予市野村町エコセンターの運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。

西予市野村町エコセンター指定管理者候補の概要

1 管理施設

名 称 西予市野村町エコセンター
所在地 西予市野村町野村 6 号389番地 1

2 指定管理者候補の概要

(1) 名称等

団 体 名 東宇和農業協同組合
住 所 西予市宇和町卯之町二丁目462番地
代表者名 代表理事組合長 石野 満章

(2) 組織

役員数 25人(常勤 5人、非常勤 20人)
職員数 205人(正職員 130人、臨時職員 59人、嘱託職員 16人)

(3) 設立年月日 平成 9 年 4 月 1 日

(4) 設立目的

地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(5) 主な事業

- ① 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
- ② 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- ③ 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- ④ 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- ⑤ 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
- ⑥ 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売

3 運営方針

管内畜産農家の生産性向上、経営体質の強化、優れた担い手の育成確保を図り合理的な営農活動の推進を図る。

4 管理運営体制

配置予定職員数 3人

5 施設の運営方針

(1) 年間の自主事業計画

別紙1のとおり

(2) サービスを向上させるための方策

収支均衡を原則とする原料堆肥持込料金の軽減

良質堆肥の製造と低価格での販売

堆肥購入農家への圃場までの配達及び散布

(3) 利用者等の要望の把握及び実現策

堆肥センター利用要望農家の実態調査

年2回の堆肥センター運営委員会の開催

(4) 利用者のトラブルの未然防止策と対処方法

農協系統外農家の原料受け込み。

堆肥センター運営委員会に置いて検討する。

(5) その他(地域との連携、他施設との連携等)

袋詰めに周辺地域より臨時職員の雇用

進入路及びセンター周辺の草刈の実施

(6) 個人情報の保護の措置について

個人情報保護法について研修会の実施

各職場において個人情報取扱台帳の整備及び管理

(7) 緊急時対策について

防犯、防災の対応

センター入り口のチェーン及び事務所の施錠

事務所にてセンター関係車両の鍵を一括管理

6 収支計画

別紙2のとおり

別紙 1

自主事業計画書(令和 7 ～ 9 年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
堆肥製造・販売	畜産による公害を未然に防止する。 良質堆肥の販売によって有機農業の推進を図る。	通年

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
環境美化	侵入道路の両側の草刈作業。 センター周囲の草刈作業及び除草剤の散布。	夏場 2 回 夏場数回

別紙 2

収支計画書(令和 7 年度)

(単位：千円)

		内 訳	備 考
収入合計(A)		21,805	
項 目	堆肥販売	17,590	
	堆肥持込利用	3,932	
	指定管理委託料	283	
支出合計(B)		21,805	
項 目	資材費	2,536	
	労務費	8,475	
	会議費	11	
	通信費	62	
	租税公課費	62	
	保守修繕費	749	
	保険料	163	
	水道光熱費	5,300	
	賃借料	225	
	消耗備品	303	
	車両費	3,137	
	施設管理費	4	
	減価償却費	529	
	雑費	249	
収支(A)－(B)		0	

議案第 1 1 2 号

西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者に管理を行わせる施設の名称の変更について

令和 6 年 7 月 22 日に議決を経た「議案第 77 号 西予市立西予市民病院、野村病院及び西予市野村介護老人保健施設つくし苑の指定管理者の指定について」のうち、指定管理者に管理を行わせる施設の名称を下記のとおり変更することについて、西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成 16 年西予市条例第 275 号）第 4 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

記

管理を行わせる施設の名称

変更前	変更後
西予市立西予市民病院	西予市立西予市民病院
西予市立野村病院	西予市立野村診療所
西予市野村介護老人保健施設 つくし苑	西予市野村介護老人保健施設 つくし苑

提案理由

西予市立野村病院の名称変更に伴い、指定管理者に管理を行わせる施設の名称を変更するものである。

議案第 1 1 3 号

西予市及び八幡浜地区施設事務組合における一次救急休日・夜間
診療に関する事務の委託について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、令和7年4月1日から、別紙の規約により、西予市の一次救急休日・夜間診療に関する事務を八幡浜地区施設事務組合に委託することについて議決を求める。

令和6年12月3日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市の一次救急休日・夜間診療に関する事務を八幡浜地区施設事務組合に委託することについて協議するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

西予市及び八幡浜地区施設事務組合における一次救急休日・夜間
診療に関する事務の委託に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、西予市(以下「甲」という。)と八幡浜地区施設事務組合(以下「乙」という。)との間における一次救急休日・夜間診療に関する事務の委託について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委託事務の範囲)

第2条 甲は、甲の住民のうち合併前の旧三瓶町の区域(以下「旧三瓶町」という。)の住民において、乙の一次救急休日・夜間診療所の診療時間内に発生した救急を必要とする患者の応急的診療及び必要があるときの二次医療機関への転送事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行について、乙に委託する。

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費等の負担及び予算の執行)

第4条 甲の負担となる委託事務の管理及び執行に要する経費(以下「経費」という。)は、甲はこれを乙に納付するものとする。

2 経費の額は、委託事務に係る支出から八幡浜市及び伊方町の負担金以外の収入を差し引いた額に、直近の国勢調査人口(以下「人口」という。)の割合を乗じて得た額とし、納付の時期は、甲の長と乙の長が協議して定める。

3 前項の人口の割合とは、旧三瓶町の人口を八幡浜市、伊方町及び旧三瓶町の人口の合計で除して得た割合とする。

4 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算に計上するものとする。

5 乙の長は、当該年度の経費に残額がある場合は、これを翌年度における経費として繰り越して使用するものとする。

(決算の措置)

第5条 乙の長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を、甲の長に通知するものとする。

(運営委員会)

第6条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲の職員を八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所運営委員会に参画させるものとする。

(条例等改正の場合の処理)

第7条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される、乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、あらかじめ甲の長に通知するものとする。

(委託の廃止の手続)

第8条 甲又は乙は、委託事務を廃止しようとするときは、廃止をしようとする日の1年前までに相手方に書面により通知し、速やかに協議しなければならない。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲の長と乙の長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は令和7年4月1日から施行する。

(廃止時の措置)

2 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙の長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生じる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

議案第 1 1 4 号

南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

令和 7 年 3 月 31 日限り、南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体である津島水道企業団が脱退し、南予地方水道水質検査協議会規約の一部を次のとおり変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の 6 の規定により、その例によることとされる同法第252条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

津島水道企業団の脱退に伴い、南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び同協議会規約を変更するため、議会の議決を求めるものである。

南予地方水道水質検査協議会規約の一部を改正する規約

南予地方水道水質検査協議会規約(昭和60年3月1日設立)の一部を次のように改正する。

第3条中「、津島水道企業団」を削る。

第6条中「9人」を「8人」に改める。

第27条第2項中「第199条第3項」を「第199条第4項」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 1 5 号

愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
組合規約の変更について

津島水道企業団の解散に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第
1項の規定により、令和7年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合から津
島水道企業団を脱退させ、次のとおり組合規約を変更する。

令和6年12月3日提出

西予市長 管 家 一 夫

愛媛県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり定めるもの
とする。

愛媛県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

愛媛県市町総合事務組合規約(平成17年4月1日愛媛県指令17市第9号許可)
の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までの規定中「津島水道企業団」を削る。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 1 6 号

愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

令和 7 年 3 月 31 日をもって、津島水道企業団が愛媛県市町総合事務組合から脱退することに伴う地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、次のとおり組合を組織する地方公共団体と協議する。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

愛媛県市町総合事務組合が所有する、愛媛県市町総合事務組合退職手当負担金条例第 5 条の 2 第 1 項に規定されている財産を除く、土地、建物、その他の一切の財産については、令和 7 年 4 月 1 日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとする。

報告第18号

専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月3日提出

西予市長 管 家 一 夫

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に該当する処理の報告
について

番号	発生部局	決定日	損害賠償及び補償の額	事件の概要
1	教育部 学校教育課	令和6年7月16日	75,257円	令和6年6月4日、せい よ東給食センター駐車場に おいて、学校活動の際、生 徒が蹴ったサッカーボール が駐車中の車両のボンネッ トに当たり、当該車両を破 損させたもの。
2	生活福祉部 市民課	令和6年7月18日	300,000円	令和6年6月21日、西予 市三瓶支所において戸籍附 票の交付が行われた際、請 求対象であった戸籍内に請 求者以外からの支援措置の 申出があったにもかかわらず、職員が個々の措置内容 について確認を怠り、誤っ て戸籍附票の謄本を交付し たことにより、支援措置の 申出者に対して精神的苦痛 を負わせたもの。